

役員報酬規程

第1条（目的） この規定は、特定非営利活動法人名古屋難民支援室（以下「法人」という。）定款第18条の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

第2条（役員） この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

第3条（報酬） 役員の報酬については、理事会の議決を経て、支給することができる。

2 役員の報酬総額は、総会において議決した額内とする。

第4条（報酬の支給日） 役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

第5条（補則） この規定に関し、必要な事項は代表理事が別に定める。

（附則）

この規定は、2021年8月20日より施行する。

以上